

温室効果ガス排出量検証報告書

株式会社千葉興業銀行 御中

1. 検証の対象

一般財団法人日本品質保証機構(以下、「当機構」という。)は、株式会社千葉興業銀行が作成した 2024 年度の温室効果ガス(GHG)排出量の算定報告書(以下、「算定報告書」という。)が、同社により作成された「温室効果ガス排出量 算定要領」(以下、「算定ルール」という。)に準拠し、正確に測定、算出されていることについて第三者検証を行った。2024 年度とは、2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日の期間をいう。

検証の目的は、算定報告書を客観的に評価し、同社の温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量の算定の信頼性をより高めることにある。

2. 実施した検証の概要

当機構は、「ISO14064-3」に準拠して検証を実施した。本検証業務の対象活動範囲は Scope1、2 の温室効果ガス排出量(エネルギー起源 CO₂)、Scope3 の温室効果ガス排出量 15 カテゴリ(カテゴリ 1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15)、エネルギー使用量とした。保証水準は「限定的保証水準」、重要性の量的判断基準値は検証対象の総排出量における 5%とした。また、本検証業務の対象組織範囲は、Scope1、2 および Scope3(カテゴリ 15 以外)においては千葉興業銀行および関連会社 5 社 計 6 社の国内 81 拠点、店外 ATM が設置されている 94 拠点とし、Scope3 カテゴリ 15 においては株式会社千葉興業銀行単体とした。

検証では、算定ルール等の確認のために統括検証を実施し、サンプリングにより 4 拠点にて現地検証を実施した。現地検証では、Scope1、2 の検証手続きにおいて、各拠点における算定対象範囲、排出源、モニタリングポイントおよび算定・集計体制の確認、排出量及びエネルギー使用量のデータについては根拠資料との突き合わせを行った。なお、現地検証の対象とした拠点の決定は株式会社千葉興業銀行が実施した。Scope3に関する検証では、算定対象範囲、算定シナリオとアロケーションの確認、算定・集計体制の確認、排出量データについては根拠資料との突き合わせを行った。

3. 検証の結論

検証の対象とした、算定報告書の温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量において、算定ルールに準拠せず正確に算定されていない事項は発見されなかった。

4. 留意事項

算定報告書の作成責任は株式会社千葉興業銀行にあり、温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量の検証の結論に関する責任は当機構にある。株式会社千葉興業銀行と当機構との間には、特定の利害関係はない。

東京都千代田区神田須田町一丁目 25 番地

一般財団法人日本品質保証機構

常務理事 浅田 純 男

